

別添

第2 具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、軽微な変更届けを要しない工事

△：軽微な変更工事の届出により確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）

/：通常想定されない変更工事

番号	建築設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているもの又は（※）が付されているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
	<建築物>							
1	屋根（キャノピーを含む。）・壁・柱・床・はり等				△	○		・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲とそれ以外の範囲に分ける為の壁でないこと
2	耐火壁・区画壁（構造基準で耐火が定められているもの。）					△		
3	防火上重要でない間仕切り壁	△	△	△	○	○	△	・他の壁の構造基準に変更がないこと ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。）
4	内装材	△	△	△	○	○	○	・防火上重要でない間仕切り壁の部分であること ・壁の防火性能に影響が無いこと
5	防火設備、ガラス・窓・窓枠				○	○	△	・防火上重要でない間仕切り壁の部分であること ・他の壁の構造基準に変更がないこと ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。）
6	防火設備の自動閉鎖装置	△	△	△	○	○	△	・撤去の場合は自主設置に係るものであること
7	階段・歩廊・梯子（屋外タンク貯蔵所を除く。）				○	○	△	・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。）

番号	建築設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているもの又は(※)が付されているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
	<工作物>							
8	保安距離・保有空地の代替措置の塀・隔壁					○		
9	架構(作業デッキ等を含む。)	△	△	△	○	○	△	・危険物の貯蔵・取扱いと関係がないこと ・階数、床面積に算入されないものであること ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと(ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。)
10	配管・設備等の支柱・架台、耐火措置				△	○		・設備の耐震計算等に変更がないこと ・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと
11	犬走り・法面・コンクリートリング(給油取扱所を除く。)					△	△	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
	<保有空地>							
12	植栽	△	△	△	○	○	○	・保有空地に係る基準に変更がないこと
13	その他保有空地に係るもの	△	△	△	△	△	△	・保有空地に係る基準に変更がないこと
	<タンク等(指定数量の5分の1以上を貯蔵するタンク)>							
14	地下貯蔵タンク上部スラブ					△	/	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
15	屋根支柱・ラフター・ガイドポール等					△	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと

番号	建築設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているもの又は(※)が付されているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
16	屋外貯蔵タンクの支柱の耐火措置				○	○		
17	階段・梯子・手摺り等				△	○	△	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと(ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。)
18	タンク直近の弁				○	○		
19	通気管(地上部分に限る。)				△	○		
20	サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気・温水等を用いたものを除く。)				△	○		・危険物の取扱いに変更がないこと ・加熱の状態、方法等に変更がないこと
21	サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気・温水等を用いたものに限る。)				○	○		
22	内面コーティング	△	△	△	△	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと ・平成22年7月消防危第144号による「資料の提出を要する軽微な変更」等に該当すること
23	雨水浸入防止措置	○	/	○	○	○	○	
24	可換管継ぎ手等(地震時の損傷防止措置部分)のうち認定品				○	/	/	
25	可換管継ぎ手等(地震時の損傷防止措置部分)のうち認定品以外				△	/	/	・管径、経路の変更がないこと

番号	建築設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているもの又は(※)が付されているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
	<その他危険物配管等>							
26	配管(地下配管・移送取扱所を除く。以下同じ。)				△	△	△	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと(材質によっては、鋼製その他の金属製の範囲内での変更であれば、変更がないものとして取り扱う。以下同じ。) ・危険物の取扱いに変更がないこと
27	配管(フランジで接続されるものに限る。)				○	△	△	
28	配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等	△	△	△	○	○	△	・母管の管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
29	配管の一部と考えられる程度の流量計等又はこれらに伴う短配管	△	△	△	○	○	△	・母管の管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
30	配管の加熱装置(蒸気・温水等を用いたものに限る。)				○	○	△	・危険物の貯蔵・取扱安全上支障ないものであること
31	配管の加熱装置(蒸気・温水等を用いたものを除く。)				△	○	△	・熱媒体となる物質に変更がないこと ・危険物の貯蔵・取扱安全上支障ないものであること
32	配管ピット・注入ロピット・地下配管接合部の点検ます				○	○		
33	配管に設けられる弁(移動タンク貯蔵所の底弁及びタンク等の直近弁を除く。)	△	△	△	○	○	△	・管径、板厚、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと ・安全弁等の増設、移設もしくは改造によっては、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に変更を生じないものであること
34	配管の保温(冷)材	△	△	△	○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・不燃材料又は難燃材料であること ・危険物の温度変化による危険性を増さないこと

番号	建築設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているもの又は(※)が付されているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
	<危険物関係機器等>							
35	ポンプ設備(移送取扱所を除く。)				△	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・取替に伴う配管長さの変更が合計2メートル以下であること
36	熱交換器・蒸留器・凝縮器等(短配管の新設含む。)				△	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・取替に伴う配管長さの変更が合計2メートル以下であること
37	熱交換器に附属する送風設備(電動機を除く。) ・散水設備等				○	○	/	
38	攪拌機(電動機を除く。)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
39	炉材				○	○		
40	反応器等の覗き窓ガラス(サイトグラス)				○	○		
41	加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置(電動機を除く。)				○	○	△	・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと
42	波返し・とい・受け皿等飛散防止装置				○	○	△	・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと
43	ローディングアーム・アンローディングアーム(移送取扱所を除く。)				△	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
44	ローラーコンベア等危険物輸送設備(電動機を除く。)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと

番号	建築設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているもの又は(※)が付されているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
45	可燃性ガス回収装置				△	○	△	・可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと
46	保温(冷)材(屋外タンク貯蔵所の本体に係るものを除く。)				○	○	△	・保温(冷)材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増さないこと
47	排出設備(ダクト等を含む。)				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
48	換気設備(ダクト等を含む。)				○	○		
49	電気防食設備				○	○		
50	圧力計・温度計・液面計等現場指示型計装設備	△	△	△	○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・新たに設けることによる危険物配管の母管又はタンク等の変更がないこと ・自主設置に係るもの
51	安全弁・破裂板等安全装置				○	○		
52	温度・圧力・流量等の調整等を行う制御装置(駆動源・予備動力源を含む。)				△	○		・危険物の取扱いに変更がないこと
53	緊急遮断(放出)装置(安全弁等を除く。)反応停止剤供給装置等の緊急停止装置(駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む。)				△	○		・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと
54	地下タンクのマンホールプロテクター	△	△	△	△	○	△	・上部スラブの変更を伴わないこと

番号	建築設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているもの又は（※）が付されているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
	<防油堤等>							
55	防油堤（仕切堤を含む。）				/	△	/	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものであること ・配管等の変更を伴わないこと
56	防油堤水抜弁	△	△	△	○	○	△	・水抜弁を複数にすること ・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること
57	防油堤水抜弁の開閉表示装置	△	△	△	○	○	△	・水抜弁の開閉表示を複数にすること ・複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること
58	防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの。）				△	○		・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと
59	防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの。）	△	△	△	○	○	△	・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと
60	防油堤の床面	/	/		△	○	/	・耐久性・耐油性に支障が無いこと
	<危険物の排水溝等>							
61	排水溝・ためます・油分離槽・囲い等				△	○		
62	危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面（地下タンクの上スラブを除く。）					○		

番号	建築設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているもの又は(※)が付されているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
	<電気設備等>							
63	電気設備(配線のみの場合以外。)	△	△	△	○	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
64	電気設備(配線に限る。)	△	△	△	△	○	△	・新たに可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと ・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲間でのルート変更は変更前と施工方法を変更しないこと ・給油(注油)空地の地盤のはつりを伴わないこと
65	避雷設備				○	○		
66	静電気除去装置				○	○		
	<消火設備>							
67	ポンプ・消火薬剤タンク				△	○		
68	1～3種消火設備(散水・水幕設備を含む。)の配管・消火栓本体・泡チャンバー等の放出口等(泡ヘッドを除く。)				△	○	△	・撤去の場合は自主設置に係るものであること
69	消火設備1～3種の消火設備の弁・ストレーナー・圧力計等				○	○	△	・自主設置に係るもの
70	4又は5種消火設備・認定品以外の消火設備	△	△	△	○	○	△	・撤去の場合は自主設置に係るものであること
71	消火薬剤				○	/	/	
72	警報設備(自動火災報知設備の受信機・感知器を除く。)	△	△	△	○	○	△	・警戒区域に変更がないこと ・撤去の場合は自主設置に係るものに限る

番号	建築設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているもの又は(※)が付されているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
73	自動火災報知設備の受信機				○	○		
74	自動火災報知設備の感知器				○	○		
	<その他>							
75	標識・掲示板	△	△	△	○	○		・自主的に増設するもの
	<一般取扱所>							
76	ボイラー・炉等のバーナーノズル				○	○	△	
77	塗装機噴霧ノズル・ホース等				○	○		
78	運搬容器の充てん設備(固定注油設備)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
	<屋内貯蔵所>							
79	危険物を貯蔵するための架台等				△	○	△	・耐震計算等に変更がないこと
80	冷房装置等				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと

番号	建築設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているもの又は(※)が付されているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
	<屋外タンク貯蔵所>							
81	可撓管継ぎ手等(地震時の損傷防止措置部分)のうち認定品				○	/	/	
82	可撓管継ぎ手等(地震時の損傷防止措置部分)のうち認定品以外				△	/	/	・管径、経路の変更がないこと
83	ローリングラダー(浮き屋根に設ける設備)				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
84	ポンツーン					△		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
85	浮き屋根のウェザーシールド(浮き屋根に設ける設備)				○	○	/	
86	浮き屋根のシール材(浮き屋根に設ける設備)				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
87	ルーフトレン(浮き屋根に設ける設備)				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
88	保温(冷)材				○	○		
89	タンク本体					△	△	・平成9年3月消防危第36号による確認を要する変更工事に該当すること

番号	建築設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているもの又は(※)が付されているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
	<屋内タンク貯蔵所>							
90	出入口の敷居				○	○	/	
91	可撓管継ぎ手等(地震時の損傷防止措置部分)のうち認定品				○	/	/	
92	可撓管継ぎ手等(地震時の損傷防止措置部分)のうち認定品以外				△	/	/	・管径、経路の変更がないこと
	<地下タンク貯蔵所>							
93	流出危険物自動検知警報装置				○	○		
	<移動タンク貯蔵所>							
94	底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置					○	/	
95	マンホール・注入口のふた				○	○	/	
96	マンホール部の防熱・防塵カバー				○	○	/	
97	品名数量表示板	○	△	○	○	○	/	・自主設置に係るもの
98	Uボルト				○	○	/	
99	可燃性蒸気回収ホース				○	○		

番号	建築設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているもの又は(※)が付されているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
100	注油ホース(ノズル及び結合金具を含む。) (積載式以外)				○	○	/	
101	箱枠				△	△	/	・箱枠の溶接線補修であること ・重量の増減によるすみ金等の荷重計算に変更がないこと
102	積載式の移動貯蔵タンクの追加	△	/	/	/	/	/	・ISOコンテナで国際海事機関が確認しているタンクであること
103	コンタミ防止装置	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
104	後方確認用ビデオ等	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと ・防護柵の強度に影響を与えないこと
105	常置場所	/	△	/	/	/	/	・同一敷地内における移動であること ・新たに車庫等が必要にならない場所への移動であること
	<屋外貯蔵所>							
106	周囲の柵			△	○	○	/	・貯蔵面積や保有空地に変更が生じないこと
107	ラック式柵				△	○		・耐震計算等に変更がないこと
108	固体分離槽				△	○		
109	シート固着装置				○	○		

番号	建築設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているもの又は(※)が付されているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
110	散水設備等	△	△	△	○	○	△	・自主設置に係るもの ・保有空地に変更が生じないこと
	<給油取扱所>							
111	防火塀				/	△	/	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
112	給油空地及び注油空地のコンクリートスラブ、犬走り、アイランド等				/	△		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの ・ボーリングによる土壌調査に係る工事又はこれと同等の工事を含む(地下貯蔵タンクの上部スラブを除く)
113	サインポール・看板等(電気設備)	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと ・給油業務に支障のない範囲で難燃以上の防火性能を有する材料を使用すること
114	日除け等(キャノピーを除く。)	△	△	△	○	○	○	・上屋の面積に変更のないこと
115	給油量表示装置	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
116	カードリーダー等省力機器	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
117	通気管のガス回収装置				○	○	△	・自主設置に係るもの
118	タンクローリー用アースターミナル	△	△	△	○	○	△	
119	固定給油(注油)設備(認定品に限る。)			△	△	○	△	・固定給油(注油)設備の外寸が大きくなること ・ホース長及びホース数の変更がないこと

番号	建築設備等の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているもの又は(※)が付されているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
120	混合燃料油調合機・蒸気洗浄機・オートリフト等で屋外又は区画されていない建築物内の設備				△	○	△	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
121	自動車の点検等に使用する機器等(オートリフト等を除く。)で区画された建築物内の設備	△	△	△	△	○	○	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
122	洗車機				(※) △	○	△	※外寸・レール位置・洗車速度や機能・可動範囲の変更は取替とする ・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと ・可動範囲が地下貯蔵タンクの上スラブに及ばないこと
123	セールスルーム(含むショップ)内の電気設備・給排水設備	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
124	セルフ給油所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具				○	○		
	<販売取扱所>							
125	延焼防止用のそで壁・ひさし・垂れ壁				△	○		
	<移送取扱所>							
126	漏えい検知口				○	○		
127	漏えい検知装置				△	○		
128	土盛り等漏えい拡散防止設備				○	○		
129	衝突防護設備				○	○		

